二　前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する場合に限る。）

(v)　居住用不動産向けエクスポージャー

(vi)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii)　その他リテール向けエクスポージャー

四　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ　連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト　連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ　証券化取引に関する会計方針

リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ　想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ　内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明

ホ　追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要